訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	合同会社ほのか
所在地	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570-1
代表者名	代表　納富佐里
電話番号	090-1163-1857

２．事業所概要

事業所名称	在宅ケアステーションえん
指定番号	4160990034
所在地	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570-1
電話番号	0954-28-9926

３．事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅にて、主治医が訪問看護の必要を認めた者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

（１） 在宅ケアステーションえん（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。

（２） 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保険・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（３） 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

４．本事業所の職員体制（令和８年６月１日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者	１名	名
看護師	１名	２名
理学療法士	１名	名

５．営業時間

営業日・営業時間	月曜日から土曜日（祝日含む）※１２月３１～１月３日除く 午前８時３０分～午後５時３０分まで

６．営業地域

通常の営業地域	嬉野市、大町町、鹿島市、江北町、白石町、武雄市、太良町

※上記にお住いの方への交通費は徴収しないものとする。上記以外の地域への訪問看護では交通費は一律１０００円となります。

７．利用料

○利用料として介護保険法、健康保険法に規定するサービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、本事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

利用料は１ヶ月単位とします。毎月月末締めとし、当月分を翌月１５日ごろにご請求させて頂き、末日までにお支払い下さい。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。振込や引き落としでの請求をご希望の場合は、契約時にお申し付けください。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

①ご利用日の前営業日の午後３時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後３時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の５０％

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。

８．緊急時などの対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所などに連絡します。

９．事故発生時の対応

（１）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

１１．秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第３者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

１２．高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

（２）居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

（３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

１３．苦情申し立て窓口

在宅ケアステーションえん	所在地：〒８４３－０３０１ 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570-1 電話：０９５４－２８－９９２６ FAX：０９５４－４２－２２５０ 受付時間：月曜～土曜　午前８時３０分～午後５時３０分
杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所	所在地：佐賀県鹿島市大字中村９１７番地２ 電話：０９５４－６９－８２２２ FAX：０９５４－６９－８２２０
佐賀県国保連合会　苦情相談窓口	所在地：佐賀県佐賀市呉服元町７番２８号 電話：０９５２－２６－１４７７ FAX：０９５２－２６－６１２３ 受付時間：平日　午前８時３０分から午後５時１５分

利用料金(介護・介護予防保険)

(介護)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金(訪問看護)	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	2,940円	294円	588円	882円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと連携して訪問看護を行う場合	1月につき	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~6:00)の場合、所定単位数の50%増

(介護予防)訪問看護の場合

利用料金(1回あたり)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金(介護予防訪問看護)	20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	2,840円	284円	568円	852円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合、所定単位数の25%増

※深夜(22:00~6:00)の場合、所定単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	3,170円	317円	634円	951円
1時間30分以上の訪問看護の場合	1回につき	300	3,000円	300円	600円	900円
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携)		800	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,500円	250円	500円	750円

【医療保険】訪問看護事業所　料金表

訪問看護基本療養費／加算

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師(※)の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

同一日に同一建物で利用者様３名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問（2人目まで）	看護師の場合(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合(週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問（3人目以上）	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合(週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師(※)との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6～8時／18～22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時～6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費／加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合　1月につき	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合　1月につき	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合　1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
機能強化型訪問看護管理療養費4	月の初日の訪問の場合　1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合　1月につき	7,710円	771円	1,542円	2,313円
単一建物居住利用者が20人未満	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	3,010円	301円	602円	903円
単一建物居住利用者が20人以上50人未	月の2日目以降の場合　訪問1日につき				
月15日目まで	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,510円	251円	502円	753円
月16日目以降24日目まで	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,310円	231円	462円	693円
月25日目以降	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,210円	221円	442円	663円
単一建物居住利用者が50人以上	月の2日目以降の場合　訪問1日につき				
月15日目まで	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,410円	241円	482円	723円
月16日目以降24日目まで	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,210円	221円	442円	663円
月25日目以降	月の2日目以降の場合　訪問1日につき	2,010円	201円	402円	603円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護物価対応料１（R8年）	月の初日の訪問の場合	60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降の訪問の場合	20円	2円	4円	6円
訪問看護物価対応料１（R9年）	月の初日の訪問の場合	120円	12円	24円	36円
	月の2日目以降の訪問の場合	40円	4円	8円	12円
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算（月に1回ご請求）

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料（月に1回ご請求）

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）（R8年6月～R9年5月）	1,050円	105円	210円	315円
ベースアップ評価料（Ⅰ）（R9年6月～）	2,100円	210円	420円	630円
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）	0円	0円	0円	0円

その他

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

ベースアップ評価料（月に1回ご請求）

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円	78円	156円	234円
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）	0円	0円	0円	0円

その他の療養費

＜保険給付対象外サービス＞保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

実費での訪問看護料金	３０分毎	４０００円
営業日以外の訪問看護料金	１回	１００００円
死後の処置料		１００００円

＜交通費＞通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交　　通　　費	サービス提供区域外	一律１０００円

8)保険給付対象外となる訪問看護サービス利用料

３０分毎	看護・リハビリ	４０００円

＜キャンセル料金＞

①ご利用日の前営業日の午後３時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後３時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の５０％

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者

所在地　〒８４３－０３０１　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570-1

在宅ケアステーションえん

代表　納富　佐里　　印

（説明者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家族（代理人）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

訪問看護　契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様(以下「利用者」とします)と、在宅ケアステーションえん（以下「事業所」とします)は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

(契約の目的)

第１条　事業者は利用者に対し、介護保険・健康保険法等関係法のもと、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

(契約期間)

第２条　この契約期間は締結日より１年間とします。

なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また、入院・入所等で３カ月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

(訪問看護の内容)

第３条　事業所は、利用者の希望をうかがい、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。

２　利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。

３　サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。

事業所は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第１条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

(訪問看護の利用料)

第４条　利用者は介護保険法等関連法案に定める料金を支払います。

２　事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

３　事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

４　事業所は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

５　利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第５条　利用者が正当な理由無く利用料を３カ月以上滞納した場合は、事業者は１カ月以内の期限を定めて督促し、なお支払わないときは契約を破棄します。

２　事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な対応を行います。

(契約終了)

第６条　利用者は事業者に対し、５日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。

２　事業所は、利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは１カ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

３　その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

○　利用者が死亡した場合

○　利用者が入院・入所又は転出した場合

○　利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合

○　事業所が正当な理由無く適切なサービスを提供しない場合

○　事業所が守秘義務に反し、常識を逸脱する行為を行った場合

○　その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第７条　事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第８条　事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

２　事業所は、サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

３　事業所及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対策)

第９条　事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対処します。

２　事業所は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

(連携)

第１０条　事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

２　事業所は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(契約外条項)

第１１条　利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

２　本契約に規定のない事項については、介護保険法等の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

契約年月日　　令和　　年　　月　　日

在宅ケアステーションえん

所在地　〒８４３－０３０１　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 570-1

訪問看護ステーション管理者氏名　野中麻里子　　印

利用者(又は代理人)

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

令和　　年　　月　　日

在宅ケアステーションえん　様

私(利用者及び家族)の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

１．個人情報の利用目的

(1)サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合

(2)サービスの提供に関することで、第三者への個人情報を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防事業所からの私のサービス等に関する照会への回答

(3)サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生などの実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
※学会や学会誌などでの発表(匿名化が困難な場合には私の同意を得る)

2.　個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については適用される法律のもとに処分すること

サービスご利用者(代理人)
住所

氏名

印

訪問看護における理学療法士等の訪問に関する同意書

令和　　年　　月　　日

在宅ケアステーションえん　様

私(利用者及び家族)は訪問看護を利用するにあたり、下記のことに同意します。

記

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることの説明を受けた上で同意します。

以上

サービスご利用者(代理人)

住所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿